
令和四年三月十日（木曜日）

出席委員（十三名）

委員長	阿部 祐己		
副委員長	五十嵐 忍		
委員	石澤 貴幸	三上 道人	
	奈良 完治	前田 信一	
	奈良岡 文英	藤林 公正	
	吉村 忠男	相馬 勝治	
	横山 哲英	浅利 直志	
	小野 稔		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	平田 博幸
副町長	五十嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高木 秀光
財政課長	三上 孝之
経営戦略課長	葛西 昭仁
税務課長	佐々木 克尚
住民課長	森 篤
福祉課長	久保田 整
農政課長農委事務局長併任	木村 宣文
建設課長	神 昭彦
上下水道課長	清野 健志
会計管理者・会計課長	高木 勝則

監 査 委 員	福 士 竹 志
選 管 委 員 長	加 福 孝 二
農 業 委 員 会 会 長	安 原 義 太 郎
教 育 長	羽 賀 義 易
学務課長学校給食センター兼務	佐 藤 康 文
生 涯 学 習 課 長	佐々木 泰 人

事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 田 伸
主 幹	佐 藤 健

審 査 日 程

- 第 二 議案第 十七号 令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
- 第 三 議案第 十八号 令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 四 議案第 十九号 令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
- 第 五 議案第 二十号 令和四年度藤崎町水道事業会計予算案
- 第 六 議案第二十一号 令和四年度藤崎町下水道事業会計予算案
-

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

○委員長（阿部祐己君）

時間少し前ではありますが、これから予算特別委員会を始めたいと思います。

おはようございます。

明日三月十一日は、東日本大震災より、十一年となります。ここに、犠牲者のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。

ご起立願います。

黙禱。

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

各会計について、歳入歳出を一括で審査いたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

審査日程に従い、議案第十七号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

おはようございます。

それでは、議案第十七号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、その予算の歳入歳出の概要についてをご説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、国保制度の構造的な課題でありました所得水準の低さ、医療費水準の高さなどに対応するため、平成三十年代から県と市町村が一体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を共通の認識の下で実施し、国民健康保険事業の安定的そして効率的な制度へと移行し、四年を経過したところであり、その事業運営についても順調に推移しているものであります。令和四年度の予算編成に当たりましては、国民健康保険事業費納付金の算出基礎となっております医

療費指数の推移と国保被保険者数の減少などを思量、検討し、編成したものであります。

予算書百三十九ページをお開き願います。令和四年度の予算総額は、第一条での規定により、歳入歳出それぞれ十八億八千万円を計上し、対前年度比五千七百万円、三・一%の増となるものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。

百四十九ページをお開き願います。第一款国民健康保険税につきましては、三億八千二十五万八千円を計上するものであります。この保険税の積算に当たりましては、直近の被保険者と現行の税率で算定したものであります。被保険者数の見込み数と令和三年分の所得状況などを勘案し積算した結果、対前年度比二千九十二万一千円、五・八%の増となったものであります。

次のページをお開き願います。第三款国庫支出金第一項第二目の国民健康保険制度関係業務事業費補助金につきましては、令和四年度から子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割保険料について五割軽減することとしていることから、その均等割軽減世帯の判定を行うためのシステム改修費用に対する補助金百五十四万円を計上し、第四款県支出金第一項県負担金及び第二項県補助金のそれぞれの第一目保険給付費等交付金は、歳出予算におきます保険給付費の特定財源となるものであり、県負担金につきましては十二億五千七百四十一万二千元で、対前年度比三千八百八十二万三千元、三・二%の増。百五十一ページに移りまして、県補助金につきましては五千八百七十七万二千元、対前年度比三百六十五万九千元、五・九%の減となるものであります。

第六款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金におきます第一節保険基盤安定繰入金は、保険税の軽減に対する公費負担分で一億十八万三千元を、第二節職員給与費等繰入金は国保担当職員の給与費等で三千六百六十二万八千元を、第三節出産育児一時金等繰入金は国保被保険者における出産育児一時金の拠出見込額を、出産件数十三件に対応した町負担分で三百六十四万円を、第四節財政安定化支援事業繰入金は町に対し交付される地方交付税のうち、国保財政の安定化を図るために算入されてお

ります二千七百十八万八千円を繰入れするものであり、一般会計からの繰入金総額は一億六千七百六十三万九千円を計上し、対前年度比四百六十一万五千円、二・七%の減となるものであります。

第二項基金繰入金第一目財政調整基金繰入金は財源調整を行うために繰入れするもので、一千四百三十六万七千円を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百五十七ページをお開き願います。第一款総務費第一項総務管理費は、職員四名分の人件費のほか、第十二節委託料におきますシステム改修業務委託料は、均等割軽減世帯の判定を行うためのシステム改修費用に対する業務委託料などの物件費が主なものであります。

百五十九ページをお開き願います。下段の第二款保険給付費は、令和三年度におきます各費目ごとの給付実績見込額を勘案し計上したものであり、百六十ページをお開き願います。第一項の療養給付費の総額が十億七千三百六十一万円、百六十一ページに移りまして、第二項の高額療養費の総額が一億八千三百八十万円、第四項出産育児諸費、そして百六十二ページをお開きいただき、第五項葬祭諸費及び第六項傷病手当金を合わせた第二款保険給付費の総額は、十二億六千四百九十六万円、対前年度比三千七百九十八万二千元、三・一%の増となるものであります。

第三款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営責任主体である県において見込みを立てました医療給付費等の額から公費等の拠出で賄われる費用を除いた額を、事業納付金の額として県内それぞれの市町村ごとに納付額を決定しているものであり、保険者である町が納付する費用を計上したものであります。

事業納付金の各項ごとの内訳につきましては、医療給付費分として三億五千六百七十九万四千元、百六十三ページに移りまして、後期高齢者支援金等分として一億一千七百二十二万五千元、介護納付金分として六千八百十一万六千元をそれぞれ計上し、納付金の総額は五億四千二百十三万五千元、対前年度比二千二百七十七万四千元、四・四%の増となるものであります。

百六十四ページをお開き願います。第六款保険事業費第一項第一目の

特定健康診査等事業費は、特定健診業務に係る業務委託料などの物件費が主なもので、千五百七十八万四千円を計上したものであります。

第二項保健事業費第一目の疾病予防費は、健康管理に対する意識の高揚と特定健診受診者に対する保健指導事業費及び予防対策を推進するための人件費並びに物件費が主なもので八百九十八万円を、百六十五ページに移りまして、第二目の医療費適正化対策費は、国民健康保険加入者の健康管理と国保制度に対する意識を深めていただくことを目的として実施しております。医療費通知に係る業務委託料が主なもので九十六万六千円を計上し、第二項保健事業費の総額は九百九十四万六千円となったものであります。

百六十六ページをお開き願います。第九款諸支出金は、被保険者保険税還付金や還付加算金などで百六十二万一千円を計上し、百六十七ページに移りまして、第十款予備費は予算調整により収支均衡を図るために計上したものであります。

以上により、議案第十七号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。

○委員長（阿部祐己君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてからの質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百六十三ページの国民健康保険事業費納付金についてであります。前年度比で比較で七百十七万円ほど増えているのでありますけれども、課長、予算説明の中で説明もしてあったんですけれども、もうちょっと詳しく、一億一千七百二十二万円が算出される根拠といたしますか、内容といたしますか。その辺、説明していただけたらなと思います。

○委員長（阿部祐己君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

納付金につきましては、ただいまの説明でもいたしましたけれども、前三か年の医療費の給付実績、それから所得、被保険者の情報等を国及び県で確認し、青森県全体の交付金額を積算して市町村ごとにその状況に応じた額を明示して、町でそれを納めているという形になります。詳しくといたしても、どういう状況というの、医療費がまずは増えているということがまずあって、県全体でそれを考えていくということになっていきますので、示された額が、この予算で計上したものであります。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

国民健康保険では、特に大きな制度改正として、就学前の児童の保険税についての均等割分、これを就学前の子については無料化するといいますか、軽減するという方向に踏み出したわけでございます。それで関連して質問するわけなんですけれども、ページ数は百五十七ページでございます。その委託料の中で、私が言いました国保システム改修業務として百五十四万円ほど計上しているということになったんだろうと思いますけれども、その点についてはいいんですけれども、国保情報集約システムというのがここにあります、八十六万円ほどなんですけれども、国保情報集約システムというのはどういう内容になっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（阿部祐己君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。今年度、八十六万円の予算を計上しております委託料についてでございますが、この集約システムで、被保険者の資格の情報、それから高額療養費の多数該当者の判定業務などを行っているもので、一人当たり十八円でもってそれを委託しているものでございます。見込みとして約四千人切るほどでございますけれども、この十二か月分で八十六万円という形になります。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

実際、高額療養という制度、これで実際療養したときに助かっているという側面が非常に多いわけであります。しかしながら、実際にはそれを情報の集約をして、多数回入院している、高額医療が何回もかかっているというような情報を全国的に集約して、どこで集約、収集することなのか。厚労省なのか。それとも国保連なのか。どこに集約、藤崎の分だけ集約するという目的なのか。それとも、国保連なら国保連、厚労省なら厚労省でデータベースとして集約するような意味合いなのか。その目的などについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○委員長（阿部祐己君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

この集約につきましては厚労省に最終的にいきますけれども、この業務について国保連に委託することができるということで、国民健康保険法によって定められております。事務の委託ということでございます。それをできることから、町で青森県の国保連合会に委託をしているということでございます。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百四十九ページ、全体の歳入に関わることでございますけれども、この中で前年度比で二千八十四万円ほど増になって、一般被保険者の普通徴収の国民保険税についてはなっぺいらっしゃるんですけれども、この算出、三億五千十六万円ほどに本年度は算出しているんですけれども、課長説明あったんですけれども、あったというか、その内容について保健所の見込数だとか保険料率だとか、その辺のことをもうちょっと詳しく、見込み、積算を説明していただきたいと思ひます。

○委員長（阿部祐己君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

ご説明いたします。対前年度比で表しますと、大きな額の増額となったものでございますが、令和二年分の予算を組む際に、やはりなかなか見通しがつかないという状況がございまして、令和三年度中での所得ではないですね、令和三年度決算のベースで、予算を再度編成し直しました。現在、三月補正の予算額につきましては、三億九千三百万円ほどでございますので、幾らかの増という形になるものであると考えております。それから、規模数についてでございますが、特別徴収者が約五百名程度、普通徴収者につきましては二千名程度ということで考えておりますので、合わせまして二千五百名程度の納税義務者数ということで捉えております。

あとは、保険税の率でございますけれども、今年度と同じ率で計算しておりまして、変わっているところで言いますと、限度額が九十九万円から百二万円に上がったということになります。それを加味しながら予算を計上したものでございます。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部祐己君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十八号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

それでは、議案第十八号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、その予算の歳入歳出の概要についてをご説明申し上げます。

予算書の百七十九ページをお開きください。令和四年度の予算総額は、第一条での規定により、歳入歳出それぞれ三億三千六百万円を計上し、対前年度比二百万円、〇・六%の増となるものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

百八十九ページをお開き願います。第一款後期高齢者医療保険料は、第一目特別徴収保険料と第二目普通徴収保険料を合わせまして、一億五百六十二万二千元を計上するものであります。後期高齢者医療制度におきましては、高齢者の医療費を公費、税金で約五割、若い世代からの支援金、保険料で約四割、後期高齢者の保険料で約一割で負担するというルールにより運営されております。

この後期高齢者の保険料の算出に当たりましては、所得割率と均等割額からなる保険料率から積算し決定しているものであり、令和四年度の保険料率の算定において、国からは後期高齢者の負担率を一・七二%として算定することとされたことから、所得割率を前年度対比〇・五%引き上げ八・八%とし、加入者全員が負担することとなります均等割額については、前年度と同額の四万四千四百円としたものであります。また、賦課限度額につきましても二万円引き上げて六十六万円としているものであります。この保険料率を基に、被保険者数の見込み数及び令和三年分の所得状況として後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減特例による影響額等を勘案し、試算した結果、対前年度比五百四十八万三千元、五・五%の増となるものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金は、事務担当職員の給与費等繰入金分と後期高齢者医療広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分となります広域連合事務費繰入金分であり、事務費繰入金の総額は一千五百九十万七千元となるものであります。

第二目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する公費負担分として一般会計から繰入れするもので、五千二百六十七万五千元を計上し、

第三目の療養給付費繰入金は、広域連合で給付を行っている後期高齢者医療被保険者の療養給付費に対する公費負担分として一般会計から繰入れするもので、一億五千七百七十五万三千円を計上しており、一般会計からの繰入金の総額は二億二千六百三十三万五千円を計上し、対前年度比三百六十万三千円、一・六%の減となるものであります。

百九十ページをお開き願います。第四款繰越金は、令和四年三月分の後期高齢者医療普通徴収の保険料分を、新年度に移りましてから広域連合に対し納付処理することとなることから、繰越金として予算計上し、対応するものであります。

第五款諸収入第二項償還金及び還付加算金は、被保険者の所得更正などに対応するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百九十三ページをお開き願います。第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、職員一名分の人件費のほか、第十一節役務費におきます通信運搬費は被保険者証一斉更新時の郵便料が主なもので、七百八十九万四千円を計上しているものであります。

百九十四ページをお開き願います。

中ほど、第二款後期高齢者医療広域連合負担金は三億二千六百二十五万八千円を計上するものであり、その内訳につきましては、町で納付した保険料及び低所得者に対する保険料軽減額の公費負担分となる保険基盤安定負担金などを広域連合へ納付する保険料等負担金として一億六千五百五十八万三千円、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費負担金が六百九十二万二千円、広域連合で給付を行っております療養給付費に係る町負担分とにつきましては、令和四年十月一日から一定以上の所得のある方に対します窓口負担割合二割区分新設に係る影響分を加味したものとなっており、その療養給付費負担金につきましては一億五千七百七十五万三千円を計上しているものであります。

以上により、議案第十八号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要の説明とさせていただきます。

○委員長（阿部祐己君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百九十四ページの広域連合への負担金に関わることですけれども、その中での負担金の中で、療養給付費負担金、一億五千七百七十五万円ほど計上されております。これ、後期高齢者医療についてが一番大きい問題というか、十月一日から窓口二割負担になるという人が、所得二百万円以上だとか、そういう世帯の状況によってあるんですけれども、この療養給付費負担金一億五千七百七十五万円になった影響を加味して決めたんだと言っているんですけれども、その内容をもうちょっと詳しく説明していただきたいということと、そもそも藤崎町で二割負担になる対象者というのはどれぐらいいらっしゃるのか。全国的には後期高齢者の二割ほどだと言われておるんですけれども、藤崎町ではどれぐらいの影響、藤崎町では一割ぐらいかなという思いもあるんですけれども、藤崎町で影響があると見込まれる人はどれぐらいになるのかということについてお聞きいたします。

○委員長（阿部祐己君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えいたします。療養費の負担金につきましては、自己負担、残りの額を負担金として払うわけですけれども、見込額の総額を十二分の一を町で負担するわけですが、その積算に当たり基本として〇・一四％という数字が、県の後期高齢者医療の連合から示されました。それを見ながら減額をして対応したものであります。

それから、二割負担の該当者となりますけれども、町といたしましては、大体一割と考えておりまして、大体三百人程度かなと考えているところであります。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

対象者は一割程度、三百人ほどかなということですがけれども、これはさらなる結局、自己責任、自己負担という医療費の増のこともありますけれども、自己責任、自己負担ということをやったら、今後も貫いていくのかなという思い、強い懸念を持っておるわけです。

それで私の質問は、ページ数でいきますと百九十三ページです。百九十三ページの委託料というのがございます。その中で、後期高齢者医療広域連合システム用窓口端末設置保守業務委託料五万九千円となっております。非常に低額で、様々なことに対応せざるを得ない業務にもなっているんですけれども、県全体でやっているから市町村の窓口の端末使用料は非常に低額で済んでいるのかなと思うんですけれども、これは、県のクラウドといいますか、端末を直接結んでいるものなんですか。内容的にはどういうシステム利用状態になっているのか。別々のパソコンといいますか、そういうので管理しているものなのか。その辺、内容を説明していただきたい。

○委員長（阿部祐己君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

ご説明いたします。この委託につきましては、個別の端末でのようであります。広域連合と本町、それから出張所ともつながっておるものがあります。それからクラウドではありませんで、広域連合でのサーバーでのやり取りということであります。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

その端末では、先ほど聞きました高額医療の問題だとか、まずどういう内容チェックできるというか、広域連合の情報なり、保険料システムなりそういう保険料状況なり、そういうのを分かるというか、そういうシステムなんですか。システムの、広域連合ともつながっているというのは分かりましたけれども、内容的にどういうものを、全てという意味

合いなんですか。広域連合に、広域連合が出している情報の全てという
ようなことなんですか、その辺はどうなんでしょう。

○委員長（阿部祐己君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

後期高齢者医療に係る全てのものが、このシステムに入っております。
町のほうで検索できるのは、町分だけでありまして、これは当然のこと
なんでございますが、例えば世帯状況なり所得状況、年金の情報、それ
から医療費を使っている状況、総支出、それから七十五歳になられてい
る人の新規の所得状況等、そういう賦課なり療養給付を受けるための負
担割合なり、一割、三割、今はございますが、十月から一割、二割、三
割になりますけれども、そういう所得の情報等も全てこのシステムの中
に入っているものでございます。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

関連してお聞きしますけれども、非常に重要な情報があるわけであり
ます。それで先日でしたか、東奥日報の報道でいわゆるセキュリティー
対策を強化しなければならないというようなことも示されて、県では新
潟県も含めて東北一円でこのサイバー攻撃に対するセキュリティー強化
策を講じなきゃならないということも、県では応えていくわけなんです
けれども、そういう点でセキュリティー対策というか、単なるセキュリ
ティーという、サイバー攻撃にも備えなきゃならないという時代になっ
てしまったので、その費用もかなりかかるものではないかなという思い
があるんですけども、その辺についてのいわゆる情報セキュリティー、
サイバー攻撃対策、そういうものを、これは健康保険もうマイナンバー
カード等と連動し、全て利用できるようにするということもあるので、
今後もセキュリティー対策やサイバー攻撃対策というものについて、ど
のようなお考えをお持ちなのか。町長でもいいし、担当課でもよろしい
ので、お聞きしたいと思います。

○委員長（阿部祐己君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

昨今のような情報の媒体を通して行っているような時代でありますので、十二分なセキュリティー対策は必要になってくると思います。現時点におきましても、セキュリティー対策はやっておりますけれども、網をかいめぐりながらサイバー攻撃を受けているのが新聞等に出てくるものでございますけれども、起きないような形でパスワードを毎週変更するとか、または送信するデータについてもパスワードをかけるとか、受けるときにもそういうパスワードを経た上で開くとか、そういう対応をしながら漏えいのないような、サイバー攻撃受けないようなものを実施していく。

いろんな部署で使えるようなシステムではなく、この後期広域連合の場合であればこの後期高齢者医療の情報だけで、そのルートでもってしか使用できないというのを確立していきながらやっていく必要もあるでしょうし、今もやっておりますが、そういうことをしていきながら進めていく必要があるかと思っておりました。

委員おっしゃるとおり、新潟県で一つにまとめるとかということでもありますけれども、当課の戸籍住民基本台帳のシステムにつきましては、震災を契機に青森県、東北の情報については大阪府、関西圏については福島県、ほかにサーバーがあって保管されていると伺っております。私たちがそういう情報でしか分かっていない状況で、サイバー攻撃ならぬようにするために、そうしているところです。この広域連合につきましても、国保連につきましてもこういう形のほかの仕方を模索して検討していく必要は、今後出てくるものと考えます。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部祐己君）

異議がありますので、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

詳しくは本会議で述べたいと思っておりますけれども、コロナ禍の中で、そして食品や灯油などの値上がり、非常に生活が苦しむ中で、高齢者の生活をどう支えるのかということも、大事な視点だと思っております。藤崎町においては加入者の一〇％程度が二割負担になると。自助政策、自己責任を求められるというようなことで、消費税が上がって、なおかつ消費税一〇％になり、なおかつ後期高齢者の医療も上げられるという状態。このようなことは、やはりやめるべきだと思っております。窓口負担二割負担に抗議する意味、そして県の国保会計からの支援金の増額、根本的には国庫負担を抜本的に強化することを求めて、本会計に賛成できません。

○委員長（阿部祐己君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。石澤委員。

○石澤貴幸委員

令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案に賛成いたします。後期高齢者医療制度は、将来にわたり国民皆保険制度を守り、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして平成二十年四月にスタートした制度であり、既に国民に定着した制度であります。高齢化が進み、被保険者や医療費が増加する中、保険料の軽減措置の継続や、外来診療費の限度額の配慮措置を行うなど、被保険者の負担が過重にならないよう配慮しているものとなっております。今後におきましても、県や広域連合との連携を図りながら、被保険者の生活実態の把握に努め、高齢者が安心して医療を受けられるよう、医療制度の充実と事業の円滑な業務の遂行を図り、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層推進していただくことを期待し、賛成討論といたします。

○委員長（阿部祐己君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（阿部祐己君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十九号令和四年度藤崎町介護保険事業勘定特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

それでは、議案第十九号令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

予算書二百七ページをお開き願います。第一条、令和四年度の予算総額は歳入歳出それぞれ十八億一千万円と定めるもので、前年度に比較して三千百万円、率にして一・七%の減としたものであります。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

二百十七ページをお開き願います。まず、歳入について。第一款保険料につきましても、消費税の増税に伴う低所得者の保険料軽減強化対策があることから、前年度対比七百十五万七千円減の三億一千四百二十四万五千円を計上したものであります。

第三款第一項第一目の介護給付費負担金は、保険給付費に対する国負担分で三億三百九万五千円を、次のページ二百八ページをお開き願います。第二項第一目の調整交付金一億四千六百十六万一千円は、高齢者や低所得者の割合に応じて国から交付されるものであります。

第二項第三目は、保険給付費以外の地域支援事業費に対する国の補助金で、合わせて二千五百三十七万五千円を計上したものであります。

第四目の保険者機能強化推進交付金と第五目の介護保険保険者努力支援交付金は、市町村の取組状況を国や県が評価して交付されるものであ

り、過去三年間の実績平均額を計上したものであります。

第四款は支払基金が、二百十九ページの第五款は県が、それぞれ公費負担ルールに基づいて交付する分であります。

二百二十ページをお開き願います。第七款繰入金第一項の一般会計繰入金は、介護給付費等に対する町負担分であります。

二百二十一ページの第九款第三項第一目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、高齢者の保険事業と介護予防事業を一体的に取り組むための事業を、県後期高齢者医療広域連合から受託して実施するための費用分であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、二百二十五ページをお開き願います。

第一款第一項第一目の一般管理費は職員の人件費が主なものであり、三十万九千円増の三千七百四十九万六千円。

二百二十六ページに移りまして、第二目の後期高齢者医療広域連合受託事業費は、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むための事業費用で、会計年度任用職員一名分の人件費と訪問事業に使用する車借上げ料などを計上したものであります。

第二項の徴収費は保険料徴収事務に係る費用を、二百二十七ページの第三項の介護認定審査会費は要介護認定に係る費用をそれぞれ計上したものであります。

二百二十八ページをお開き願います。第二款保険給付費の第一項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方々が利用する施設や在宅でのサービスに係る費用であり、令和三年度の実績見込額を基に昨年度より二千三百七十三万八千円減と見込み、十五億三千三百四十七万九千円を計上したものであります。

二百三十ページをお開き願います。第三款地域支援事業費の第一項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防給付から総合事業に移行した介護予防訪問介護や介護予防通所介護、住民が運営するボランティア団体などの多様なサービスに対応する費用で四千六百十六万九千円を、二百三十一ページの第二項一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象

に運動機能の向上や閉じ籠もり、うつ予防のための事業であり、町スポーツ協会や文化協会、老人クラブが実施するもので七百三十六万円を、第三項の包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた町で尊厳ある暮らしができるよう、住まい、医療、予防、生活支援を一体的に提供するため、第一目の総合事業・権利擁護事業、第二目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、次のページの第五目の生活支援体制整備事業は、町社会福祉協議会に委託し、包括支援センターが実施するための経費で、二百三十三ページの上段、第三項の合計四千百八十二万三千円を計上したものであります。

令和四年度介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要に係る説明は、以上であります。

○委員長（阿部祐己君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいけば二百二十ページ、給付費でございます。

○委員長（阿部祐己君）

何ページですか。

○浅利直志委員

二百二十九ページですね。その中で二款の高額介護サービス等についてですけれども、本年度は四千四百五十二万円ほど計上されておるんですけれども、この中で高額介護サービス費というのが主なるものなんですけれども、内容的にはどういうものなのかという、全体、介護に要した費用というようなことなんでしょうけれども、内容的にはどういうものだと理解すればよろしいんでしょうか。全般だというようなことなんでしょう。もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○委員長（阿部祐己君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。この説明欄にある高額介護サービス費と高額予防

サービス費、どちらも月額においてその被保険者の課税状況なり所得に応じた段階がございます。その段階に応じて限度額というものが設けられてございます。それを超えた場合に、いわゆる国保でも医療費でも同じ、高額療養費と同じ、こういった分を戻すといえますか、支給するものであって、上段が要介護認定一から五の認定を受けた方が利用したサービスで超えた場合、下の予防が要支援一、二に該当する方で、高額に該当となった場合に支給されるものという内容でございます。以上でございます。

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

所得状況だとか、あるいは家族の所得割合や所得状況ということに、限度額そのものが、医療の限度額等の違いとか、その辺ちょっと聞きたいなという思いで聞いたんですけれども、課長分かっている範囲で限度額の限度とか、その辺お分かりでしたらお知らせ願いたいと思います。

○委員長（阿部祐己君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。まず、介護にかかる高額の説明をさせていただきます。課税状況によって、まず町民税の非課税世帯であれば、月額二万四千六百円。さらにその中でも、個人で所得が八十万円以下であれば一万五千円とか、生活保護を受けていらっしゃる方であれば一万五千円とか。その上に行きますと、課税所得が所得でいけば三百八十万円。年収で七百七十万円までであれば四万四千四百円。これがございまして、それにさらに昨年の八月に法改正がございました。そこで新たに設けられたものが、課税状況によっては月額九万三千円、あるいは十四万百円までという設定がされてございます。

ただいま、住民課長から国保の情報をもらいましたけれども、金額的には三回目までと四回目以降、いわゆる多数とでは変わるという医療制

度では限度額の判定が変わってくると、こういうものは介護にはございませんので、同じではないということでもあります。そして、先ほど一番低いところの非課税世帯であって二万四千六百円に相当するのが、国保では三万五千四百円となっておりまして、いずれにしても、全く同じ区分というものではないという状況でございます。以上でございます。

○委員長（阿部祐己君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、これは二百二十ページでございます。今、説明ありましたように、保険料負担、介護保険の保険料負担、みんな苦勞しているわけでありまして、それで、その中でも様々な軽減措置を講じられているわけでありまして、二百二十ページの低所得者保険料軽減繰入金二千九百三万円ほど計上されているんですけれども、この内容を詳しく説明していただきたい。対象者の数だとか、お分かりでしたら説明していただきたい。

○委員長（阿部祐己君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。まず、内容といたしましては、消費税の増税に伴いまして、所得の低い方々に対しては国が補填するということで始まったものでございます。現在も継続してございますが、その階層が、町の保険料の階層、所得段階というものが全部で九段階に分かれてございます。そのうちの所得の低い方、上から一段階、二段階、三段階、これに当たる方々がこの軽減の対象となるというもので、第一段階、これは生活保護を受けている方あるいは非課税世帯の方々が千八十三名。次に、第二段階と言われる収入が八十万円から百二十万円の方という階層が四百七十九名。続いて、第三段階、これは収入額百二十万円を超える人、これに当たる方が三百八十九名、このような方々が対象となるという形での積算でございます。以上でございます。

○委員長（阿部祐己君）

ここで、換気及び消毒のため休憩いたします。再開時間は十一時十分とします。

休 憩 午前十時五十九分

再 開 午前十一時十分

○委員長（阿部祐己君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。
相馬委員。

○相馬勝治委員

調べているんですけれども、先ほど福祉課長が言いました県の査定で、若干福祉に関しては、介護保険に関しては増額になったということで、藤崎町に対する福祉関係、介護保険事業が若干認められているということを確認しました。そこで町長に伺います。県でもそのような対策、交付金ですか、増額になっているんですけれども、町長そのものの福祉、介護保険に対する意欲、増額とか様々な問題はあるんですけれども、最近私も会議には出ているんですが、店屋にも行けないという介護保険者もおります。それに対してどういうサービスとか、そういうのあるのか。考え方があるのか。ちょっとすみません、舌足らずなもので、介護保険要するに要介護、それから介護保険、認定している方もいるんですよ、町民の中で。その人たちが店屋に行けないと、買物に行けないと。
（「なるほど」の声あり）そう、そう。その人たちに対する支援があれば、どのような対策を講じるのか若干お聞きします。

○委員長（阿部祐己君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

国保運営と同じで、この介護あるいは後期高齢者も国民みんなが万が一病気になったとき、あるいはけがしたとき、フォローしていこうということで、弱者救済もひっくるめて、国の支援金もひっくるめて、自治体の、都道府県もひっくるめて自治体も総ぐるみでやっているというのが、この制度であります。これは世界中で日本のこの制度は非常に評価

が高くて、今後永遠に続くものと私は理解しているところでございます。ただ、全体的に、国全体の話をすれば、非常に後期高齢が、パーセントが毎年毎年高くなっているということで、この社会保障には国も都道府県も市町村もお金かかっているのは覚悟しなければならないと、そう思っております。

そこで本題に入ります。弱者救済の意味での足がない方々のことを、今、相馬委員がおっしゃっていましたので、我が町では巡回バス、あるいは福祉バス。これ、福祉バスについては、各団体の利用も結構評価が高くて頻繁に活用されているところでございます。あるいはまた、小野議長さんの三集落の地区では、県からちょっと特定にこの地域を共生共栄社会ということで、いわゆるワゴンバスで、さんふじさんが弱者救済、ただ、今はコロナ禍の中でそこちょっと休んでいる状況でございます。ですから、いかに高齢者、独り暮らしあるいは二人暮らしのみの高齢者の弱者の足ですよ。その辺も重々、担当課と十分協議して、どういう具体的なものをすればいいか、あるいはどういう声が多く発せられているのか十分検討して、これからの予算にも反映させながら、弱者救済に努めてまいりたいと思います。それと同時に、スポーツ協会にも大変お世話になっておりますけれども、老人クラブとかあるいは文化協会とか筋トレ、脳トレ、様々認知症防止等、そういう事業もやっておりますので、パワフルに各団体のお力も借りながら、その強化も図っていきたいと思っております。

○委員長（阿部祐己君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

最後にしますね。ページ数二百十八ページです。この介護保険、保険者努力支援交付金、これ二回ほどでも課長に聞いたような記憶があるんです。頑張れ、頑張れというようなあれだけれども、その上の保険者機能強化推進交付金、これは四と五は、これは一体のものとして進めているものなのかなという思いはあるんですけれども、保険者機能強化推進交付金というのは、こちらの上段はどういう内容なんでしょうか。そし

て、努力支援とどういう関係にあるのかというあたり、お知らせ願えたらと思います。

○委員長（阿部祐己君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。非常に似通った事業のようにも見受けられますし、事実、そのように私らも認識してございます。内容を申し上げれば、まず上段の四目の保険者機能強化推進交付金についてでございますが、これはそれぞれの保険者が、高齢者の自立支援だったり、重症化防止という視点での事業取組をどれだけ実施しているのかということ国が評価する。（「県じゃないんですか」の声あり）そうです。言い換えれば、保険者の財政的インセンティブと言われております。目標を定めて、それに向かってどれだけ努力したのかという、次の努力ともちよっとかぶるんですけれども、そういう視点で評価をすると。自立支援重度化防止対策の実施事業を評価するというものでございます。

続いて、下段の五目介護保険保険者努力支援交付金。これにつきましては、保険者が介護予防、健康づくり等に対する取組、これを国が評価する。先ほど、保険者の財政的インセンティブと上段で申し上げましたが、今度こちらについては、社会保障の充実分という使い分けを国がして、こういう名目で補助金を保険者に出すんだということで分かれています。以上でございます。

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

終わります。

○委員長（阿部祐己君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部祐己君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十号令和四年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

それでは、議案第二十号令和四年度藤崎町水道事業会計予算案についてご説明いたします。

予算書の二百五十三ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について説明いたします。

第一款水道事業収益は三億八千二百九十万六千円を計上しました。第一項営業収益は三億六千八百二十四万六千円で、主なものは、水道料金とメーター使用料の第一目有水収益三億六千七百三十六万円であります。

次に、第二項営業外収益は一千四百十五万九千円であります。主なものは、第三目長期前受金戻入一千三百五十六万三千円で、令和四年度減価償却費相当額を収益化するものであります。

次に、支出についてであります。二百五十四ページをお開きください。

第一款水道事業費用は三億八千二百九十万六千円を計上しました。第一項営業費用が三億一千八百四十八万六千円で、第一目浄配水費一億七千七百九万六千円のうち、第四節委託料が五百二十三万三千円で、主なものは水質検査業務委託料が百八十一万四千元、台帳閲覧システム更新業務委託料が百八十四万八千元であります。第六節修繕費は三千百六十八万四千円で、主なものは西豊田浄水場配水制御盤等修繕工事費が千二百四十八万五千円、水道メーターの取替工事費用が五百七十二万円、交換用メーター修繕費が四百五十八万四千円であります。第九節の受水費一億三千三百四十一万二千元は、津軽広域水道企業団からの水道水購入費用であります。

第三目総係費は五千四十二万円であります。第一節給料から次ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの人件費や、第十二節委託料等を

計上したもので、委託料六百五十五万九千円のうち主なものは水道メーター検針業務委託料四百五十一万八千円であります。

二百五十六ページをお開きください。第四目減価償却費は九千九十六万八千円であります。減価償却費は固定資産の価値減耗分の費用化ですが、実際は現金支出を伴わない費用で、資本的収支の不足額の充当財源である内部留保資金となるものであります。

第二項営業外費用は二千三十九万一千円で、その主なものは、第一節企業債利息八百三十八万九千円であります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。二百五十七ページをご覧ください。まず収入についてであります。

第一款資本的収入第一項他会計負担金には、一般会計からの消火栓更新工事負担金四百四十万円を計上しました。

次に、支出についてであります。

第一款資本的支出は七千八百五十九万三千円を計上しました。第一項建設改良費は五百万円で、主なものは消火栓更新工事費が四百四十万円であります。

第二項固定資産購入費六十三万四千円は、新規に設置する量水器の購入費であります。

第三項企業債償還金は七千百九十五万九千円を計上しました。

以上、資本的収入及び支出について説明いたしましたが、収入が支出に対して不足する額七千四百十九万三千円は内部留保資金等で対応するものであります。

令和四年度藤崎町水道事業会計予算案については以上であります。

○委員長（阿部祐己君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百五十七ページといいますか、資本的収入及び支出のところの支出に関わる消火栓更新工事四百四十万円ほど見ていらっしゃるんですけども、これはこの工事費の内容、箇所数だとか中身を説明し

ていただけたらなと思いますけれども。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

見込みも含めてなんですけれども、箇所数は全部で四か所であります。そのうちの更新箇所は三か所、それから緊急で一か所見ております。以上であります。

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

新たに設置するというか、それはどこを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

どこを見込んでいるということではなくて、およそこの全部で四件ほどが見込まれるだろうということであります。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は、二百六十五ページです。若柳地区土地賃借料六十万円とありますけれども、この内容をお知らせください。二百五十五ページ。

○委員長（阿部祐己君）

二百五十五ページ。上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

この若柳地区私有地土地賃借料であります。契約期間が平成三十一年から今年の三月三十一日までの契約としております。場所が雑種地なんです。明徳中学校に向かって左側、明徳中学校前の踏切手前、三角地帯ということになります。水道管がそこに布設されているため、賃借料を払っているという状況であります。内容、その積算根拠

ですけれども、賃借料が四万三千円ほど、それから年間の草刈り分とい
いますか、四回ほどということで、一万六千円で計六万円ほどの予算を
計上したものであります。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

この場所の面積はどのぐらいあるんですか。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

六十四平米です。以上です。

○委員長（阿部祐己君） ほかに質疑は、奈良委員。

○奈良完治委員

二百五十七ページ、先ほど浅利委員も質問したんですけれども、上下
水道課のお答えでは四か所のうち三か所は実施予定と伺ったように思う
んですけれども、その町内名とできれば場所も示していただければと思
います。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

先ほども申しましたように、具体的な箇所を想定したものではありません。
あくまでも件数を見込んだものであります。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

奈良委員。

○奈良完治委員

分かりました。じゃあ、四か所目も、ではもうそれはもう見込みとい
う形と理解してよろしいですね。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

先ほども申しましたように三か所が見込まれるだろうということで、緊急では一か所予備といいますか、そういうところで予算を計上したものであります。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

奈良委員。

○奈良完治委員

消火栓の管轄、造るのは多分上下水道課かと思えますけれども、消火栓の移設とかあの新設に関しては、消防のほうで総務課かと思えますので、何か具体的に計画があるかどうかお尋ねいたします。

○委員長（阿部祐己君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。今ちょっと資料ありませんので、場所についてお答えできませんが、かなり老朽化している箇所から順に更新していきたいと考えております。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百五十四ページです。すみません。修繕費の西豊田浄水場配水制御盤など修繕工事費一千二百四十八万円となっているんですけども、これは具体的にどういう工事を予定していらっしゃるのでしょうか。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

まず、その修繕の理由であります。機器の内容でありますけれども機器の更新及び盤の改造ということで、前回更新したのは平成十八年です。従来の盤であれば、更新する際に断水が必要となります。この今回の工事で、その修繕を更新する、これからまたやがて更新することがあっても、断水を必要としない盤に改造するという事です。積算の内容とい

たしましては、機器の電源ユニットや、CPUユニットなどを交換する機器費が五百四十七万円、それから資材費として電源箱、あるいはケーブル配線などで三十四万円。それから、機器の労務費で七十四万円など、それから共通仮設費などで総額一千二百四十八万五千円となっております。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部祐己君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十一号令和四年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

それでは、議案第二十一号令和四年度藤崎町下水道事業会計予算案についてご説明いたします。

予算書の二百八十五ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入について説明いたします。

第一款下水道事業収益は五億三千六百二十二万八千円を計上しました。第一項営業収益は二億一千七百四十九万五千円で、主なものは第一目下水道使用料が公共、農集排合わせて一億九千五百二十万円、第二目雨水処理負担金が二千七百七十六万一千円であります。この雨水処理負担金は総務省繰出基準により資本費の一〇％を一般会計から繰り入れるものであります。

二百八十六ページをお開きください。第二項営業外収益は三億一千八百四十三万一千円を計上しました。主なものは第二目他会計補助金と、第三目の長期前受金戻入であります。他会計補助金は一億七千九十五

万九千円で、うち公共への補助金が六千三百七十七万三千円、農集排への補助金が基準内、基準外を合わせて一億八百十八万六千円であります。長期前受金戻入は令和四年度減価償却費に係る補助金等相当額を収益化するもので、公共分が七千八十二万二千円、農集排分が七千四百六十一万六千円の総額一億四千五百四十六万八千円であります。

次に、支出についてであります。

二百八十八ページをお開きください。下水道事業費用は五億三千六百二十二万八千円を計上しました。

第一項営業費用は四億七千七百八十七万円であります。第一目管渠費は三千三百九十四万七千円で、その主なものは第四節委託料の公共の污水管清掃業務委託料の四百四十四万四千円、農集排のマンホールポンプ場維持管理業務委託料二百三十七万六千円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料の二百七十一万一千円、污水管清掃業務委託料の四百四十八万八千円、第六節修繕費の公共の福島地区のポンプ場ポンプ更新工事費の三百六十四万一千円であります。

二百八十九ページをご覧ください。第二目処理場費は六千九百五十一万五千円を計上しました。この処理場費は町内に七か所ある農業集落排水処理施設の維持管理費であり、主なものは、第五節委託料の処理施設維持管理業務委託料二千二百二十一万四千円、常盤地区処理施設オゾン脱臭装置点検整備業務委託料四百三十一万二千円、第六節手数料の汚泥収集運搬手数料四百四十二万七千円などの汚泥の処分に係る費用、二百九十ページに移りまして、修繕費の常盤地区処理施設上澄水排出装置修繕工事費八百四十五万五千円であります。

第四目流域下水道維持管理負担金四千七百七十二万七千円で、岩木川流域下水道事業の維持管理費十八億七千二百六十五万一千円の二・二%相当の町負担分を予算計上しております。

第五目総係費は二千百六十四万五千円を計上しました。主なものは、第一節給料から二百九十一ページの第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費、次ページの第十三節負担金の農集排の飯田林崎処理施設維持管理費負担金四百七十七万五千円であります。

第六目減価償却費は三億一千百三万円ではありますが、実際は現金支出を伴わない費用で、資本的収支の不足額の充当財源である内部留保資金となるものであります。

二百九十三ページをご覧ください。第二項営業外費用は五千四百五十五万六千円を計上しました。主なものは、第一目企業債の支払利息五千百七十五万三千円であります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

二百九十五ページをお開きください。まず、収入についてであります。第一款資本的収入は三億八千七百五十万円を計上いたしました。第一項企業債は二億二千二百八十万円で、第一節下水道事業債が八千八百二十万円、内訳は三千石整備事業の補助裏に充当する公共下水道事業債が七千四百十万円、岩木川流域下水道建設負担金に係る流域下水道事業債が四百九十万円、公共下水道事業債の特別措置分が九百二十万円であります。第二節資本費平準化債一億三千四百六十万円は減価償却費と元金償還金との差額分に相当する額であり、実質的な下水道事業会計への赤字補填財源であります。

第二項出資金九千二百万円は一般会計からの基準外繰入金であり、資本費平準化債の元金償還金等に充当するものであります。

第三目補助金の国庫補助金七千二百七十万円は、三千石堰整備事業に係るものであります。

次に、支出についてであります。二百九十六ページをお開きください。第一款資本的支出は五億七千七百二十四万九千円を計上しました。第一項建設改良費は一億五千八百六十四万六千円、第一目施設改良費は一億五千三百七十三万二千円で、主なものは第一節給料から第五節の法定福利費引当金繰入額までの人件費、第六節三千石整備事業に係る工事請負費の一億四千五百三十六万四千円であります。

第二目流域下水道建設負担金四百九十一万四千円は、岩木川流域下水道事業の建設改良費二億三千四百万円のうち二・一％相当の町負担分を予算計上したものであります。

二百九十七ページをご覧ください。第二項企業債償還金は四億一千六

百六十万三千円を計上しました。

以上、資本的収入及び支出について説明いたしましたが、収入が支出に対して不足する額約一億八千九百七十四万九千円は内部留保資金等で対応するものであります。

最後に継続費について説明いたします。三百八ページをお開きください。

藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業いわゆる三千石堰整備事業に係る建設費であります。最終年度である令和四年度は、事業費として一億四千六百八十万円の予算を計上し、平成二十七年度から八年間の計画で実施してきた事業を完了するものであります。

令和四年度藤崎町下水道事業会計予算案については以上であります。

○委員長（阿部祐己君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。横山委員。

○横山哲英委員

二百八十九ページの処理場費です。汚泥肥料製造手数料とありますが、二十万七千円。

○委員長（阿部祐己君）

横山委員、マイクに向かって。

○横山哲英委員

二百八十九ページの処理場費。

○委員長（阿部祐己君）

二百八十九ページです。

○横山哲英委員

よろしいですか。委員長。よろしいですか。

○委員長（阿部祐己君）

すみません。はい。

○横山哲英委員

二百八十九ページです。処理場費六節の手数料です。汚泥肥料製造手数料二十万七千円とありますね。前に、秋まつりのとき作った肥料を無

料配布しましたね。次年度は秋まつりがなかったもので、在庫というか、管理ですけれども、四年度はどのぐらいの肥料を製造する予定ですか。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

四年度は十五キロ入りが三百六十袋、それから三キロ入り二百袋の予定をしております。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

横山委員。

○横山哲英委員

三年度に製造したものをまだ在庫みたいなものあるんですか。それとも無料配布とか、そういうのをしたんですか。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

三年度は製造しておりません。以前の在庫が十ぐらいは余っているというふうに聞いた覚えがありますけれども、三年度は製造しておりません。（「分かりました」の声あり）

○委員長（阿部祐己君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

二百七十九ページです。水洗便所加入戸数に関連してですけれども、町長の提案理由の中に、下水道事業については加入促進に努めるということでしたが、加入促進を図るためにどのような働きかけをしているのか。あるいは、有利な制度といたしますか、そういうものが町にあるのかお聞きします。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

今、ここで状況は把握しておりませんが、広報等で加入を促進してい

きたいと思います。

それから、予算書の二百八十ページに水洗便所改造資金等資金貸付けに係る損失補償というものがあります。改造資金は金融機関で借りるんですけども、使用開始時は、供用開始時は市場金利が高くて、三年ほどは以前、町で利子補給をしていました。こちらの今回の損失補償、今申した損失補償については、これは借りる人が全て有利ということはないんですけども、債務者が貸付金の返済が困難となった場合に、金融機関の債務を町が保証する、そういう内容のものはございます。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

例えば、弘前市ですと、水洗化工事を行った世帯に対して報奨金のような制度もあるようなんですが、藤崎町にはそういうものはないということでしょうか。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

当町にはございません。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百九十ページです。農集排のところの常盤地区処理施設、あれなんて読むんだか分からなくなったね、上澄排出装置修繕工事でしょうか、八百四十五万円ほど計上しておるわけです。常盤の処理施設、一番初めにできて、そして、脱水汚泥も造ったりなんだり、でもフル稼働でもう疲れ切っているのかなという思いも実際はあるんですけども、八百四十五万円の排出装置の修繕というのをもうちょっと詳しく説明していただけたらなと思いますけれども。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

当然、壊れると大変なことになるので、八年から十年に一回更新しております。予算の明細としては、機器類が三百万円、電動シリンダー二台交換、それから、そのほかにシリンダーの軸受け機やカバー、それから補助の材料費など、仮設工事費などで、それから消費税なんですが、大きなところはそのシリンダーを交換するという予算であります。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数はこれは二百八十六ページです。特に、農集排の収入支出といますか。よく常盤時代の村長は、下水道、便利になるけれども金食い虫のような状態だとよく言っておったんですけれども、農集排の基準外繰入金というのもございますので千五百九十三万円。そして、汚水事務経費、人件費分補助分一千三百十二万円と表記されておるんですけれども、基準内繰入れについては大体分かるような気が、よくないんですけれども、気がしているんですけれども、この基準外繰入れの中身を少し説明していただけたらなと思うんですけれども。あと、できたら、二、三年後、大体こんな調子で、五年、十年行くんだというような見通しについても明らかにできていたらお願いしたい。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

基準外繰入金、先ほど委員もおっしゃったように、基準内は資本費一〇%を繰入れするという総務省の繰入金によるものであります。基準外繰入金は両方合わせて、いわゆるその農集排の歳入と歳出をプラマイして、要は差引きでゼロとする、赤字を補填するといえますか、歳出超過をゼロとするための基準外の繰入金であります。減価償却費汚水補助金は中身としては臨時財政特例債分、臨時措置分と特別対策分ということ

で、私はここに平成三十年度からのデータしか持っていませんが、そこは同じ額で一億一千五百九十三万七千円で推移しています。それで、その下の汚水事務経費人件費分の補助金については、先ほど申しましたその歳入歳出の差額、増加した分から一千五百九十三万七千円を引きまして、その残りの部分を基準外、その汚水事務が基準外の繰入金としております。それで、その下と申しますか、今申しました汚水事務経費の人件費分については、令和三十年度からこれも同じデータを持っているんですが、金額が同一ではございません。というのは、その年の予算の事業費、歳出全部と歳入の差引きによって最後にそこに差引きかけますので、事業が多い年は多い。事業が少ない年は少ないとなります。以上です

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

超過赤字が出ないように、基準外繰入れでカバーすると一般的には理解していたんですけれども、そういうような中で、特に農集排については基準外繰入れが続いている状況なんですけれども、そこで、これは一般的な話になるかもしれませんが、常盤の小学校の付近にある常盤農集排と申しますか、施設ありますよね。先ほど、修繕料もかかるし、老朽化もしていると。この間、何度も何度もこうやって補正予算で対応したりもして、現状を保っているんですけれども、そして、確かに堆肥化するというのは環境リサイクル面でいいような面もあるけれども、運搬費だとか何とかかんとかというのが結局一千万円もまたかかってしまうわけですよ、その分。一千万円かけて、それ以上の価値があればそれはいいんですけれども、いずれにしても私が聞きたいのは、長寿命化というか、そういう中で常盤の処理場と申しますか、小学校の隣のそれについて、何かプランなり、あるいは課内で話し合っていること、協議していることなどありましたら、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（阿部祐己君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

特段、常盤処理場についてどうするということは話しておりません。ただ、先ほどもちょっと言いましたが小学校のところなので、臭い等敏感にといいますか、気をつけながら施設管理をしていかなきゃならないかなという話はしております。ただ、先ほど申しましたように常盤処理場に限った話はしていないんですけれども、これは恐らく莫大な予算がかかるだろうということで、農集排を全て公共につなげば、どのぐらいの金額になるんだろうかという、どういう、管の施設だけで、どのぐらいの費用でという話はしたことがあります。具体的に何ていいますか、調査して、経費をはじき出したものはございません。以上です。

○委員長（阿部祐己君）

浅利委員。

○浅利直志委員

施設の、いずれにしても農集排施設の更新という問題だとか、あるいは管の接続替えだとかという問題もあると思うんですけれども、今すぐというようなことでなくても、課内で農集排施設、常盤の処理場というようにことじゃなくて農集排施設そのものをどういうふうを実施していくのかということについて、ぜひ検討していただきたいという要望を申し述べておきたいと思います。要望で結構でございます。

○委員長（阿部祐己君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部祐己君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書につい

ては、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部祐己君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり予算案の審査に当たられた委員各位のご苦勞に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前十一時五十七分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委 員 長 阿 部 祐 己